

熊本県公報

号外 第29号
平成18年6月30日(金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 条 例**
- 熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例……………(人 事 課) 3
 - 公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例の一部を改正する条例……………(") 4
 - 熊本県税条例の一部を改正する条例……………(税 務 課) 4
 - 熊本県固定資産評価審議会条例等の一部を改正する条例……………(市町村総室、危機管理・防災消防総室) 5
 - 熊本県野外劇場条例の一部を改正する条例……………(観光物産総室) 6
 - 熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例……………(体育保健課) 7
 - 熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例……………(警 察 本 部) 7
 - 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(") 12

本号で公布された条例のあらまし

- ◇熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 1 地方公務員災害補償法が一部改正されたことに伴い、関係規定を整備することとした。
 - (1) 住居と勤務場所との間の往復としていた通勤の定義を以下のとおりに改めることとした。

(第2条第7項関係)

 - ① 住居と勤務場所との往復
 - ② 一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動(規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。)
 - ③ ①に掲げる往復に先行し、又は継続する住居間の移動(規則で定める要件に該当するものに限る。)
 - (2) 「等級」を「傷病等級」に改めることとした。(第7条の2第1項関係)
 - (3) 「等級」を「障害等級」に、「障害の等級」を「障害等級」に改めることとした。(第8条、第11条第1項、附則第2条の3第1項、附則第2条の4第2項、別表第2関係)
 - (4) 「この表に定める等級に応ずる障害に関しては、法の別表の例による。」を「この表に定める障害等級に該当する障害は、法第29条第2項に規定するところによる。」に改めることとした。(別表第2備考関係)
 - 2 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例((3)において「新条例」という。)の規定は、平成18年4月1日から適用することとした。(附則第1項関係)
 - 3 新条例第2条第7項及び第8項の規定は、平成18年4月1日(この項において「適用日」という。)以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、適用日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例によることとした。(附則第2項関係)
- ◇公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 1 労働者災害補償保険法の一部改正及び通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律の施行により通勤の範囲が改定されたことに伴い、関係規定を整備することとした。(第5条関係)
 - 2 有限会社制度が廃止され、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項が改正されたことに伴い、「又は有限会社」を削ることとし

た。(第10条関係)

3 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県税条例の一部を改正する条例

1 個人県民税

- (1) 平成20年度から、損害保険料控除を改組し、地震等による損害により生じた損失の額をてん補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に係る地震等による損害の部分の保険料又は掛金を総所得金額等から控除する地震保険料控除が設けられたことによる規定の整理を行うこととした。(第28条関係)
- (2) 平成19年度分以後の年度分の所得割(退職所得の分離課税に係る所得割については平成19年1月1日以後の支払いに係るもの)の税率を一律4%とすることとした。(第29条第1項、第35条の4関係)
- (3) 平成19年度から、市町村に交付する徴収取扱費の算定の基礎のうち、納税通知書等の数及び個人県民税収入額を、納税義務者の数に改める。また、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除において、個人県民税の所得割の額から控除することができなかつた金額に相当する金額を、徴収取扱費の算定において加算することとした。(第35条第1項関係)
- (4) 平成18年度をもって、定率による税額控除を廃止することとした。(旧条例附則第17条第1項関係)
- (5) その他、関係規定の整理を行うこととした。(第35条第2項及び第3項関係)

2 法人事業税

- (1) 法人の事業税の税率の特例を本則の制度とすることとした。(第41条、旧条例附則第17条第2項関係)
- (2) その他、関係規定の整理を行うこととした。(附則第6条の3関係)

3 自動車税・軽油引取税

関係規定の整理を行うこととした。(第101条第1項、第136条第1項及び第2項並びに第140条の2第1項関係)

4 この条例において引用する地方税法施行令及び地方税法施行規則の条項を明確にするための関係規定の整理を行うこととした。(附則第9条、附則第12条関係)

5 この条例は、平成19年4月1日から施行することとした。ただし、(3)の改正中、第136条第1項及び第2項、第140条の2第1項並びに(4)に関するものは公布の日から、(1)②の改正中、第35条の4に関するものは平成19年1月1日から、(1)①は平成20年1月1日から、(3)の改正中、第101条第1項に関するものは道路運送法等の一部を改正する法律(平成18年法律第40号)施行の日から施行することとした。

6 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

◇熊本県固定資産評価審議会条例等の一部を改正する条例

- 1 熊本県固定資産評価審議会の庶務を行う組織を「総務部地方課」から「総務部」に改めることとした。(第1条関係)
- 2 熊本県防災会議の庶務を行う組織を「総務部防災消防課」から「総務部」に改めることとした。(第2条関係)
- 3 熊本県災害対策本部の庶務を行う組織を「総務部防災消防課」から「総務部」に改めることとした。(第3条関係)
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県野外劇場条例の一部を改正する条例

1 熊本県野外劇場の管理に指定管理者制度の導入を図る等のため次の規定を整備することとした。

- (1) 業務を行わない日に係る規定を定めることとした。(第4条関係)
- (2) 業務を行う時間に係る規定を定めることとした。(第5条関係)
- (3) 使用の許可の基準に係る規定を定めることとした。(第7条関係)
- (4) 指定管理者による管理に係る規定を定めることとした。(第11条関係)
- (5) 指定管理者の業務に係る規定を定めることとした。(第12条関係)
- (6) 熊本県野外劇場に利用料金制を導入することに伴い、利用料金制に係る規定を定めることとした。(第13条関係)
- (7) 原状回復義務に係る規定を定めることとした。(第14条関係)
- (8) 損害賠償に係る規定を定めることとした。(第15条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

1 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(昭和32年政令第283号)に定める基準と同じ規定内容とするため、関係規定を整備することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

3 この条例による改正後の熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害

補償に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償及び施行日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償で施行日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の公務災害補償については、なお従前の例によることとした。

◇熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

- 1 別表の位置の欄の表記の改正
荒尾、水俣、人吉、天草、牛深警察署の位置の表記を改めることとした。
- 2 別表の管轄区域の欄の表記の改正
(1) 牛深警察署の管轄区域を「天草市のうち平成18年3月26日における牛深市、天草郡天草町（同町大江のうち通称向辺田地区）及び同郡河浦町の区域」から「天草市のうち天草町（大江向）、牛深町、魚貫町、河浦町、久玉町、深海町、二浦町亀浦、二浦町早浦」に改めることとした。
(2) 熊本北、南、東、氷川警察署の管轄区域の町名を改正の便宜を図るため50音順に規定するなど表記の整理を行うこととした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 死体処理作業のうち、感染症又は結核に感染した状態にある人の死体の処理作業に係る特殊作業の内容及び手当の額について、規定を整備することとした。
（別表第13号作業関係）
- 2 この条例は、平成18年7月1日から施行することとした。

条 例

熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年6月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第56号

熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年熊本県条例第43号）の一部を次のように改正する。

- 第2条第7項を次のように改める。
- 7 この条例で「通勤」とは、職員が、勤務のため、次に掲げる移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、公務の性質を有するものを除くものとする。
 - (1) 住居と勤務場所との往復
 - (2) 一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動（規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。）
 - (3) 第1号に掲げる往復に先行し、又は継続する住居間の移動（規則で定める要件に該当するものに限る。）
- 第2条に次の1項を加える。
- 8 職員が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって規則で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。
- 第7条の2第1項中「等級」を「傷病等級」に改める。
第8条中「等級」を「障害等級」に、「障害の等級」を「障害等級」に改める。
第11条第1項第4号中「等級」を「障害等級」に改める。
附則第2条の3第1項及び附則第2条の4第2項中「障害の等級」を「障害等級」に改める。
- 別表第2の表中「等級」を「障害等級」に改め、同表備考を次のように改める。
備考 この表に定める障害等級に該当する障害は、法第29条第2項に規定するところによる。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、平成18年4月1日から適用する。
- 2 新条例第2条第7項及び第8項の規定は、平成18年4月1日（この項において「適用日」という。）以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、適用日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年6月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第57号

公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例（平成13年熊本県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第5条中「通勤」の次に「（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。第7条第1項において同じ。）」を加える。

第10条中「又は有限会社」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年6月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第58号

熊本県税条例の一部を改正する条例
熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第28条中「損害保険料控除額」を「地震保険料控除額」に改める。

第29条第1項を次のように改める。

所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、100分の4を乗じて得た金額とする。

第35条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 各年度において賦課決定（既に賦課していた税額を変更するものを除く。）をされた個人の県民税の納税義務者の数を施行令第8条の3に規定する金額に乗じて得た金額

第35条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項に次の1号を加える。

(5) 法第37条の3の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかった金額を法第314条の8第3項の規定により適用される同条第2項の規定によって市町村が還付し、又は充当した場合における当該控除することができなかった金額に相当する金額

第35条第2項各号中「までに払い込まれた個人の県民税に係る」を「までの期間の」に改め、同条に次の1項を加える。

3 地域振興局長等は、市町村長から、前項の規定による報告があった場合は、その報告があった日から30日以内に、徴収取扱費を当該市町村に交付するものとする。

第35条の4を次のように改める。

（分離課税に係る所得割の税率）

第35条の4 分離課税に係る所得割の税率は、100分の4とする。

第41条第1項第1号ウの表中「100分の4.4」を「100分の3.8」に、「100分の6.6」を「100分の5.5」に、「100分の8.6」を「100分の7.2」に改め、同項第2号の表中「100分の5.6」を「100分の5」に、「100分の7.5」を「100分の6.6」に改め、同項第3号の表中「100分の5.6」を「100分の5」に、「100分の8.4」を「100分の7.3」に、「100分の11」を「100分の9.6」に改め、同条第2項第1号の表中「100分の5.6」を「100分の5」に、「100分の7.5」を「100分の6.6」に改め、同項第2号の表中「100分の5.6」を「100分の5」に、「100分の8.4」を「100分の7.3」に、「100分の11」を「100分の9.6」に改め、同条第3項中「100分の1.5」を「100分の1.3」に改め、同条第4項第1号ウ中「100分の8.6」を「100分の7.2」に改め、同号エ中「100分の11」を「100分の9.6」に改め、同項第2号中「100分の7.5」を「100分の6.6」に改め、同項第3号中「100分の11」を「100分の9.6」に改める。

第101条第1項第3号ア（ア）中「一般乗合用のもの」の次に「（道路運送法（昭和26年法律第183号）第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するものをいう。以下自動車税について同様とする。）」を加える。

第136条第1項及び第2項中「営業」を「事業」に改める。

第140条の2第1項第2号中「営業所」を「事務所又は事業所」に改める。

附則第6条の3を次のように改める。

（法人の事業税の税率の特例）

第6条の3 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する

各事業年度に係る所得割については、第41条第1項第2号中 「各事業年度の所得のうち年400

万円を超える金額及び清算所得 100分の6.6」とあるのは 「各事業年度の所得のうち年 各事業年度の所得のうち年

400万円を超え年10億円以下の金額及び清算所得	100分の6.6
10億円を超える金額	100分の7.9

と、同条第4項第2号ア中「100」

分の6.6」とあるのは「100分の6.6（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の7.9）」とする。

附則第9条第2項中「政令で定める」を「施行令附則第10条の2に規定する」に、「総務省令で定める許容限度」を「省令附則第5条の2第1項各号に規定する許容限度」に、「総務省令で定めるもの」を「同条第2項に規定するもの」に改め、同条第3項中「総務省令で定める」を「省令附則第5条の2第4項に規定する」に改め、同条第4項中「総務省令で定める」を「省令附則第5条の2第5項に規定する」に改め、同条第5項中「総務省令で定めるもの（第3項）」を「省令附則第5条の2第6項に規定するもの（第3項）」に、「総務省令で定めるもの（同項）」を「同条第7項に規定するもの（第3項）」に改める。

附則第12条第5項中「総務省令で定める」を「省令附則第12条の2第1項に規定する」に改め、同条第6項中「総務省令で定める」を「省令附則第12条の2第2項に規定する」に改め、同条第8項中「排出ガス保安基準で総務省令で定める」を「排出ガス保安基準で省令附則第12条の2の2第5項に規定する」に、「基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定める」を「基準エネルギー消費効率以上のもので同条第6項に規定する」に、「重量車基準適合車で総務省令で定める」を「重量車基準適合車で省令附則第12条の2の2第7項に規定する」に改める。

附則第17条を削り、附則第18条を附則第17条とする。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 第136条第1項及び第2項、第140条の2第1項、附則第9条第2項から第5項まで並びに附則第12条第5項、第6項及び第8項の改正規定 公布の日
 - 第35条の4の改正規定 平成19年1月1日
 - 第28条の改正規定 平成20年1月1日
 - 第101条第1項の改正規定 道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号）の施行の日

（県民税に関する経過措置）

- 改正後の熊本県税条例（以下「新条例」という。）第29条第1項の規定は、平成19年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成18年度分までの個人の県民税については、第5項に定めるものを除き、なお従前の例による。
- 新条例の規定中分離課税に係る所得割（法第50条の2の規定によって課する所得割をいう。以下この項において同じ。）に関する部分は、平成19年1月1日以後に支払うべき退職手当等（法第50条の2に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。）に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。
- 新条例第28条の規定は、平成20年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成19年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 新条例第35条第1項第1号の規定は、平成19年度において賦課決定をされた個人の県民税に係る徴収取扱費から適用し、平成18年度以前の年度分の個人の県民税（同年度以前において賦課決定をされたものに限る。）に係る徴収取扱費については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

- 新条例第41条及び新条例附則第6条の3の規定は、平成19年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに同日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。）について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに同日前に解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

熊本県固定資産評価審議会条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年6月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第59号

熊本県固定資産評価審議会条例等の一部を改正する条例

（熊本県固定資産評価審議会条例の一部改正）

第1条 熊本県固定資産評価審議会条例（昭和37年熊本県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第4条中「地方課」を削る。

（熊本県防災会議条例の一部改正）

第2条 熊本県防災会議条例（昭和37年熊本県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第5条中「防災消防課」を削る。

(熊本県災害対策本部条例の一部改正)

第3条 熊本県災害対策本部条例(昭和37年熊本県条例第55号)の一部を次のように改正する。

第5条中「防災消防課」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県野外劇場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年6月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第60号

熊本県野外劇場条例の一部を改正する条例

熊本県野外劇場条例(昭和62年熊本県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第8条を第16条とし、第7条を第10条とし、同条の次に次の5条を加える。

(指定管理者による管理)

第11条 野外劇場の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であって知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により野外劇場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、野外劇場の業務を行わない日を変更し、若しくは別に定め、又は業務を行う時間を変更することができる。

3 第1項の規定により野外劇場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条から第8条までの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により野外劇場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が野外劇場の管理を行うこととされた期間前にされた第6条第1項(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定により野外劇場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が野外劇場の管理を行うこととされた期間前に第6条第1項(第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

第12条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第3条各号に掲げる業務

(2) 野外劇場の使用の許可に関する業務

(3) 野外劇場の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が野外劇場の管理上必要と認める業務

(利用料金)

第13条 第9条第1項の規定にかかわらず、野外劇場の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に野外劇場の施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を収受させることができる。

2 利用料金の額は、別表に定める額に1.3を乗じて得た額を上限として、指定管理者が知事の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

(原状回復義務)

第14条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった野外劇場の施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第15条 故意又は過失により野外劇場の施設又は設備をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

第6条を第9条とする。

第5条中「前条第1項」を「第6条第1項」に、「前条第2項」を「第6条第2項」に改め、同条を第8条とする。

第4条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(使用の許可の基準)

第7条 知事は前条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をしないことができる。

(1) 野外劇場における公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 野外劇場の施設又は設備をき損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その他使用させることが野外劇場の管理上支障があると認められるとき。

第3条の次に次の2条を加える。

(業務を行わない日)

第4条 野外劇場の業務を行わない日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 水曜日（水曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の規定により休日とされる日に当たるときは、その翌日）
 - (2) 12月29日から翌年1月3日まで（前号に該当する日を除く。）
- 2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、同項の業務を行わない日を変更し、又は別に業務を行わない日を定めることができる。

（業務を行う時間）

第5条 野外劇場の業務を行う時間は、午前9時から午後10時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、同項の業務を行う時間を変更することができる。
- 別表中「（第6条関係）」を「（第9条、第13条関係）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年6月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第61号

熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和34年熊本県条例第44号）の一部を次のように改正する。

目次を削る。

第1章の章名を削る。

第1条中「昭和32年法律第143号、」を「昭和32年法律第143号。」に、「法第3条に規定する補償」を「公務上の災害（負傷、疾病又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）」に改める。

第2条を削り、第3条中「負傷、疾病、障害又は死亡」を「災害」に、「実施機関」を「教育委員会」に改め、「法第3条に規定する」を削り、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条を第2条とし、同条の次に次の1条を加える。

（補償の範囲、金額、支給方法等）

第3条 補償の範囲、金額、支給方法その他補償に関して必要な事項については、この条例で定めるもののほか、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和32年政令第283号）の規定の例による。

第2章の章名を削る。

第4条から第23条までを削る。

第3章の章名を削る。

第24条中「実施機関」を「教育委員会」に改め、同条を第4条とする。

第25条の見出し中「規則等」を「教育委員会規則」に改め、同条を第5条とする。

附則第1条の2から第4条までを削り、附則第1条の見出し及び条名を削る。

別表第1から別表第4までを削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定は、この条例の施行の日（この項において「施行日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償及び施行日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償で施行日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の公務災害補償については、なお従前の例による。

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年6月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第62号

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年熊本県条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

名 称	位 置	管 轄 区 域
熊本県熊本北警察署	熊本市草場町	<p>熊本市のうち</p> <p>麻生田一丁目、麻生田二丁目、麻生田三丁目、麻生田四丁目、麻生田五丁目、改寄町、安政町、井川淵町、池亀町、池田一丁目、池田二丁目、池田三丁目、池田四丁目、和泉町、兎谷一丁目、兎谷二丁目、兎谷三丁目、打越町、内坪井町、大江一丁目、大江二丁目（1番から7番まで。）、大江三丁目、大江四丁目、大江五丁目、大江六丁目、大江本町、大窪一丁目、大窪二丁目、大窪三丁目、大窪四丁目、大窪五丁目、大鳥居町、岡田町、梶尾町、鹿子木町、釜尾町、上鍛冶屋町、上熊本一丁目、上熊本二丁目、上熊本三丁目、上通町、上林町、辛島町、河原町、北迫町、北千反畑町、京町一丁目、京町二丁目、京町本丁、草葉町、楠一丁目、楠二丁目、楠三丁目、楠四丁目、楠五丁目、楠六丁目、楠七丁目、楠八丁目、楠野町、九品寺一丁目、九品寺二丁目、九品寺三丁目、九品寺四丁目、九品寺五丁目、九品寺六丁目、黒髪一丁目、黒髪二丁目、黒髪三丁目、黒髪四丁目、黒髪五丁目、黒髪六丁目、黒髪七丁目、黒髪八丁目、黒髪町大字坪井、慶徳堀町、小糸山町、紺屋今町、紺屋町一丁目、紺屋町二丁目、紺屋町三丁目、子飼本町、国府一丁目（白山校区）、国府二丁目（白山校区）、国府三丁目、国府四丁目、国府本町、壺川一丁目、壺川二丁目、桜町、清水亀井町、清水新地一丁目、清水新地二丁目、清水新地三丁目、清水新地四丁目、清水新地五丁目、清水新地六丁目、清水新地七丁目、清水東町、清水本町、清水町大字麻生田、清水町大字兎谷、清水町大字打越、清水町大字松崎、清水町大字室園、清水万石一丁目、清水万石二丁目、清水万石三丁目、清水万石四丁目、清水万石五丁目、下硯川町、下通一丁目、下通二丁目、新大江一丁目（1番から6番まで。）、新鍛冶屋町、新市街、新屋敷一丁目、新屋敷二丁目、新屋敷三丁目、城東町、水道町、菅原町、硯川町、船場町二丁目、船場町三丁目、船場町下一丁目、高平一丁目、高平二丁目、高平三丁目、龍田一丁目、龍田二丁目、龍田三丁目、龍田四丁目、龍田五丁目、龍田六丁目、龍田七丁目、龍田八丁目、龍田九丁目、龍田陳内一丁目、龍田陳内二丁目、龍田陳内三丁目、龍田陳内四丁目、龍田町弓削、龍田弓削一丁目、龍田弓削二丁目、太郎迫町、千葉城町、中央街、津浦町、坪井一丁目、坪井二丁目、坪井三丁目、坪井四丁目、坪井五丁目、坪井六丁目、鶴羽田町、手取本町、出町、通町、徳王町、西梶尾町、西子飼町、二の丸、榆木一丁目、榆木二丁目、榆木三丁目、榆木四丁目、榆木五丁目、榆木六丁目、乗越ヶ丘、白山一丁目、白山二丁目、白山三丁目、八景水谷一丁目、八景水谷二丁目、八景水谷三丁目、八景水谷四丁目、花園一丁目、花園二丁目、花園三丁目、花園四丁目、花園五丁目、花園六丁目、花園七丁目、花畑町、稗田町、東子飼町、飛田一丁目、飛田二丁目、飛田三丁目、飛田四丁目、飛田町、古川町、古京町、本丸、松原町、万楽寺町、貢町、南千反畑町、南坪井町、妙体寺町、武蔵ヶ丘一丁目、武蔵ヶ丘二丁目、武蔵ヶ丘三丁目、武蔵ヶ丘四丁目、武蔵ヶ丘五丁目、武蔵ヶ丘六丁目、武蔵ヶ丘七丁目、武蔵ヶ丘八丁目、武蔵ヶ丘九丁目、室園町、明徳町、菓園町、山崎町、山室一丁目、山室二丁目、山室三丁目、山室四丁目、山室五丁目、山室六丁目、横紺屋町、四方寄町、立福寺町、練兵町</p>
熊本県熊本南警察署	熊本市十禅寺三丁目	<p>熊本市のうち</p> <p>会富町、荒尾一丁目、荒尾二丁目、荒尾三丁目、荒尾町、池上町、板屋町、出仲間一丁目、出仲間二丁目、出仲間三丁目、出仲間四丁目、出仲間五丁目、出仲間六丁目、出仲間七丁目、出仲間八丁目、出仲間九丁目、今町、魚屋町一丁目、魚屋町二丁目、魚屋町三丁目、海路口町、薄場一丁目、薄場二丁目、薄場三丁目、薄場町、内田町、江越一丁目、江越二丁目、沖新町、奥古閑町、小島上町、小島下町、小島中町、鍛冶屋町、春日一丁目、春日二丁目、春日三丁目、春日四丁目、春日五丁目、春日六丁目、春日七丁目、春日八丁目、上代一丁目、上代二丁目、上代三丁目、上代四丁目、上代五丁目、上代六丁目、上代七丁目、上代八丁目、上代九丁目、上代十丁目、上高橋一丁目、上高橋二丁目、上ノ郷一丁目、上ノ郷二丁目、刈草一丁目、刈草二丁目、刈草三丁目、川口町、川尻一丁目、川尻二丁目、川尻三丁目、川尻四丁目、川尻五丁目、川尻六丁目、河内町大多尾、河内町面木、河内町河内、河内町白浜、河内町岳、河内町東門寺、河内町野出、河内町船津、川端町、幸田一丁目、幸田二丁目、紺屋阿弥陀寺町、小沢町、古城町、琴平一丁目、琴平二丁目、琴平本町、米屋町一丁目、米屋町二丁目、米屋町三丁目、合志一丁目、合志二丁目、合志三丁目、合志四丁目、呉服町一丁目、呉服町二丁目、呉服町三丁目、護藤町、細工町一丁目、細工町二丁目、細工町三丁目、細工町四丁目、細工町五丁目、島崎一丁目、島崎二丁目、島崎三丁目、島崎四丁目、島崎五丁目、島崎六丁目、島崎七丁目、島町、島町一丁目、島町二丁目、島町三丁目、島町四丁目、島町五丁目、白藤一丁目、白藤二丁目、白藤三丁目、白藤四丁目、白藤五丁目、白石町、新土河原一丁目、</p>

新土河原二丁目、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、新町四丁目、新港一丁目、新港二丁目、十禅寺一丁目、十禅寺二丁目、十禅寺三丁目、十禅寺町、城山大塘一丁目、城山大塘二丁目、城山大塘三丁目、城山大塘四丁目、城山大塘五丁目、城山大塘六丁目、城山大塘七丁目、城山上代町、城山下代町、城山半田町、城山薬師町、砂原町、銭塘町、田井島一丁目、田井島二丁目、田井島三丁目、高橋町一丁目、高橋町二丁目、田崎一丁目、田崎二丁目、田崎三丁目、田崎本町、田崎町、谷尾崎町、田迎一丁目、田迎二丁目、田迎三丁目、田迎四丁目、田迎五丁目、田迎六丁目、田迎町大字田井島、田迎町大字良町、段山本町、近見一丁目、近見二丁目、近見三丁目、近見四丁目、近見五丁目、近見六丁目、近見七丁目、近見八丁目、近見九丁目、近見町、土河原町、戸坂町、鶯町一丁目、鶯町二丁目、中島町、中唐人町、中原町、中無田町、並建町、西阿弥陀寺町、西唐人町、二本木一丁目、二本木二丁目、二本木三丁目、二本木四丁目、二本木五丁目、野口一丁目、野口二丁目、野口三丁目、野口四丁目、野口町、野田一丁目、野田二丁目、野田三丁目、野中一丁目、野中二丁目、野中三丁目、萩原町、畠口町、八王寺町、八分字町、浜口町、春竹町大字春竹、東阿弥陀寺町、日吉一丁目、日吉二丁目、平田一丁目、平田二丁目、古桶屋町、古大工町、平成一丁目、平成二丁目、平成三丁目、本荘一丁目、本荘二丁目、本荘三丁目、本荘四丁目、本荘五丁目、本荘六丁目、本荘町、孫代町、松尾町上松尾、松尾町近津、松尾町平山、馬渡一丁目、馬渡二丁目、美登里町、南熊本一丁目、南熊本二丁目、南熊本三丁目、南熊本四丁目、南熊本五丁目、南高江一丁目、南高江二丁目、南高江三丁目、南高江四丁目、南高江五丁目、南高江六丁目、南高江七丁目、南高江町、宮内、御幸木部一丁目、御幸木部二丁目、御幸木部三丁目、御幸西一丁目、御幸西二丁目、御幸西三丁目、御幸西四丁目、御幸西無田町、御幸笛田一丁目、御幸笛田二丁目、御幸笛田三丁目、御幸笛田四丁目、御幸笛田五丁目、御幸笛田六丁目、御幸笛田七丁目、御幸笛田八丁目、御幸笛田町、迎町一丁目、迎町二丁目、無田口町、元三町、元三町一丁目、元三町二丁目、元三町三丁目、元三町四丁目、元三町五丁目、本山一丁目、本山二丁目、本山三丁目、本山四丁目、本山町、八島一丁目、八島二丁目、八島町、八幡一丁目、八幡二丁目、八幡三丁目、八幡四丁目、八幡五丁目、八幡六丁目、八幡七丁目、八幡八丁目、八幡九丁目、八幡十丁目、八幡十一丁目、良町一丁目、良町二丁目、良町三丁目、良町四丁目、良町五丁目、弥生町、横手一丁目、横手二丁目、横手三丁目、横手四丁目、横手五丁目、世安町、万町一丁目、万町二丁目、流通団地一丁目、流通団地二丁目、蓮台寺一丁目、蓮台寺二丁目、蓮台寺三丁目、蓮台寺四丁目、蓮台寺五丁目

熊本県熊本
東警察署 熊本市東町
三丁目

熊本市のうち
秋津一丁目、秋津二丁目、秋津三丁目、秋津新町、秋津町秋田、秋津町沼山津、石原一丁目、石原二丁目、石原三丁目、石原町、出水一丁目、出水二丁目、出水三丁目、出水四丁目、出水五丁目、出水六丁目、出水七丁目、出水八丁目、画図東一丁目、画図東二丁目、画図町大字上無田、画図町大字重富、画図町大字下江津、画図町大字下無田、画図町大字所島、江津一丁目、江津二丁目、江津三丁目、江津四丁目、榎町、大江二丁目（8番から20番まで。）、尾ノ上一丁目、尾ノ上二丁目、尾ノ上三丁目、尾ノ上四丁目、帶山一丁目、帶山二丁目、帶山三丁目、帶山四丁目、帶山五丁目、帶山六丁目、帶山七丁目、帶山八丁目、帶山九丁目、小峯一丁目、小峯二丁目、小峯三丁目、小峯四丁目、小山一丁目、小山二丁目、小山三丁目、小山四丁目、小山五丁目、小山六丁目、小山七丁目、小山町、鹿埴瀬町、上京塚町、上水前寺一丁目、上水前寺二丁目、上南部一丁目、上南部二丁目、上南部三丁目、上南部四丁目、上南部町、京塚本町、神水一丁目、神水二丁目、神水本町、健軍一丁目、健軍二丁目、健軍三丁目、健軍四丁目、健軍五丁目、健軍本町、健軍町、神園一丁目、神園二丁目、国府一丁目（白山校区を除く。）、国府二丁目（白山校区を除く。）、湖東一丁目、湖東二丁目、湖東三丁目、御領一丁目、御領二丁目、御領三丁目、御領四丁目、御領五丁目、御領六丁目、御領七丁目、御領八丁目、栄町、桜木一丁目、桜木二丁目、桜木三丁目、桜木四丁目、桜木五丁目、桜木六丁目、佐土原一丁目、佐土原二丁目、佐土原三丁目、三郎一丁目、三郎二丁目、下江津一丁目、下江津二丁目、下江津三丁目、下江津四丁目、下江津五丁目、下江津六丁目、下江津七丁目、下江津八丁目、下南部一丁目、下南部二丁目、下南部三丁目、昭和町、新大江一丁目（7番から27番まで。）、新大江二丁目、新大江三丁目、新生一丁目、新生二丁目、新南部一丁目、新南部二丁目、新南部三丁目、新南部四丁目、新南部五丁目、新南部六丁目、新外一丁目、新外二丁目、新外三丁目、新外四丁目、水源一丁目、水源二丁目、水前寺一丁目、水前寺二丁目、水前寺三丁目、水前寺四丁目、水前寺五丁目、水前寺六丁目、水前寺公園、月出一丁目、月出二丁目、月出三丁目、月出四丁目、月出五丁目、月出六丁目、月出七丁目、月出八丁目、戸島一丁目、戸島二丁目、戸島三丁目、戸島四丁目、戸島五丁目、戸島六丁目、戸島七丁目、戸島西一丁目、戸島西二丁目、戸島西三丁目、戸島

		西四丁目、戸島西五丁目、戸島西六丁目、戸島西七丁目、戸島本町、戸島町、渡鹿一丁目、渡鹿二丁目、渡鹿三丁目、渡鹿四丁目、渡鹿五丁目、渡鹿六丁目、渡鹿七丁目、渡鹿八丁目、渡鹿九丁目、中江町、長嶺西一丁目、長嶺西二丁目、長嶺西三丁目、長嶺東一丁目、長嶺東二丁目、長嶺東三丁目、長嶺東四丁目、長嶺東五丁目、長嶺東六丁目、長嶺東七丁目、長嶺東八丁目、長嶺東九丁目、長嶺南一丁目、長嶺南二丁目、長嶺南三丁目、長嶺南四丁目、長嶺南五丁目、長嶺南六丁目、長嶺南七丁目、長嶺南八丁目、錦ヶ丘、西原一丁目、西原二丁目、西原三丁目、沼山津一丁目、沼山津二丁目、沼山津三丁目、沼山津四丁目、八反田一丁目、八反田二丁目、八反田三丁目、花立一丁目、花立二丁目、花立三丁目、花立四丁目、花立五丁目、花立六丁目、東京塚町、東野一丁目、東野二丁目、東野三丁目、東野四丁目、東本町、東町一丁目、東町二丁目、東町三丁目、東町四丁目、平山町、広木町、保田窪一丁目、保田窪二丁目、保田窪三丁目、保田窪四丁目、保田窪五丁目、保田窪本町、南町、山ノ内一丁目、山ノ内二丁目、山ノ内三丁目、山ノ内四丁目、山ノ神一丁目、山ノ神二丁目、弓削町、吉原町、若葉一丁目、若葉二丁目、若葉三丁目、若葉四丁目、若葉五丁目、若葉六丁目 菊池郡大津町（熊本空港の範囲）、菊陽町（熊本空港、同空港の誘導路に隣接する空港外の施設並びに同空港に隣接する国土交通大臣の管理地及び熊本空港給油施設株式会社の範囲） 上益城郡益城町（熊本空港、同空港の誘導路に隣接する空港外の施設及び同空港に隣接する国土交通大臣の管理地の範囲）
熊本県玉名警察署	玉名市	玉名市 玉名郡玉東町、和水町、南関町
熊本県荒尾警察署	荒尾市	荒尾市 玉名郡長洲町
熊本県山鹿警察署	山鹿市	山鹿市 鹿本郡植木町
熊本県菊池警察署	菊池市	菊池市
熊本県大津警察署	菊池郡大津町	合志市 菊池郡大津町（熊本空港の範囲を除く。）、菊陽町（熊本空港、同空港の誘導路に隣接する空港外の施設並びに同空港に隣接する国土交通大臣の管理地及び熊本空港給油施設株式会社の範囲を除く。）、阿蘇郡西原村
熊本県小国警察署	阿蘇郡小国町	阿蘇郡南小国町、小国町
熊本県阿蘇警察署	阿蘇市	阿蘇市 阿蘇郡産山村
熊本県高森警察署	阿蘇郡高森町	阿蘇郡高森町、南阿蘇村
熊本県御船警察署	上益城郡御船町	上益城郡御船町、嘉島町、益城町（熊本空港、同空港の誘導路に隣接する空港外の施設及び同空港に隣接する国土交通大臣の管理地の範囲を除く。）、甲佐町
熊本県山都警察署	上益城郡山都町	上益城郡山都町
熊本県宇城警察署	宇城市	宇土市 宇城市 下益城郡城南町、富合町、美里町
熊本県八代警察署	八代市	八代市のうち 熊本県氷川警察署の管轄区域を除く区域
熊本県氷川警察署	八代郡氷川町	八代市のうち 泉町柿迫、泉町栗木、泉町久連子、泉町椎原、泉町下岳、泉町仁田尾、泉町葉木、泉町縦木、鏡町有佐、鏡町内田、鏡町貝洲、鏡町鏡、鏡町鏡村、鏡町上鏡、

		鏡町北新地、鏡町塩浜、鏡町芝口、鏡町下有佐、鏡町下村、鏡町中島、鏡町野崎、鏡町宝出、鏡町両出、東陽町河俣、東陽町北、東陽町小浦、東陽町南八代郡氷川町
熊本県芦北警察署	葦北郡芦北町	葦北郡芦北町
熊本県水俣警察署	水俣市	水俣市 葦北郡津奈木町
熊本県人吉警察署	人吉市	人吉市 球磨郡錦町、相良村、五木村、山江村、球磨村
熊本県多良木警察署	球磨郡多良木町	球磨郡あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村
熊本県天草警察署	天草市今釜新町	天草市のうち 熊本県牛深警察署の管轄区域を除く区域 天草郡苓北町
熊本県上天草警察署	上天草市	上天草市
熊本県牛深警察署	天草市久玉町	天草市のうち 天草町（大江向）、牛深町、魚貫町、河浦町、久玉町、深海町、二浦町亀浦、二浦町早浦

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成18年6月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第63号

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年熊本県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第13号作業の項特殊作業の内容の欄及び手当の額の欄を次のように改める。

<p>感染症死体処理作業（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する感染症のうち、一類感染症、二類感染症、四類感染症（E型肝炎及びA型肝炎に限る。）若しくは五類感染症（ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）に限る。）又は結核（以下「支給対象感染症」という。）に感染した状態にある人の死体の処理作業をいう。）</p>	<p>刑事調査官及びこれに準ずる職にある警察職員で人事委員会の定めるもの 1体につき 3,490円 死体解剖の補助作業に従事した警察職員 1体につき 3,490円 その他の警察職員 1体につき 1,890円 （心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、3,490円）</p>
<p>死体処理作業（支給対象感染症に感染した状態にある人の死体の処理作業を除く。）</p>	<p>刑事調査官及びこれに準ずる職にある警察職員で人事委員会の定めるもの 1体につき 3,200円 死体解剖の補助作業に従事した警察職員 1体につき 3,200円 その他の警察職員 1体につき 1,600円 （心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）</p>

附 則
この条例は、平成18年7月1日から施行する。